

請願・陳情參考資料

平成24年2月22日

危機管理局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年-19 (23.11.25)	危機管理局	島根原発1号機・2号機の 定期点検後の再稼働見合わせと3号機の建設凍結を求める意見書の提出について 反核・平和の火リレー鳥取 県実行委員会	○3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故原因及び安全対策の指針等が国から完全には示されておらず、現在の対策で十分なのか判断できない。また、それらについて、国民・県民への説明が十分にはなされていない状況にある。 ○上記認識に基づき、国に対しては、次のとおり繰り返し強く要望してきた。 【主な要望内容】 ①島根原子力発電所について、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検するとともに、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。 ②福島第一原子力発電所の事故では、原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことに鑑み、現在は8～10キロとされているE P Z「防災対策を重点的に充実すべき範囲」について見直しを行うとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。 ③中国電力株式会社に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。 【時期】3/15、4/20、7/26、10/13、10/20、12/20 ○更に、本県同様の環境にある（原発周辺自治体）京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合や全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に次のような要望をしてきた。 【主な要望内容】 ■原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備 ・原子力発電所の安全基準を明確化すること。 ・地震や津波等の想定の見直しによる安全性を確保すること。 ・監視体制の強化と情報提供を徹底すること。 ・E P Zの見直しなど原子力災害対策に関する法律等の見直しなど、所要の措置を講ずること。 ○このような要望を受けて、1月31日に原子力災害対策特別措置法の改正案が閣議決定された。 ※原子力安全委員会（H23年11月17日）において、防災指針に、重点的に

防護対策を実施すべき区域としてUPZ（緊急時防護措置準備区域：30キロ）を設定するという方向が打ち出されており、原災法改正案を受けた政令で、4月には本県が関係周辺都道府県として位置付けられる見込み。

※4月以降、原子力規制庁において、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置準備区域（UPZ）における防護措置（屋内退避指示や安定ヨウ素剤配布など）の発動などの見直しの検討に取り組まれる予定。

○また、同日（1月31日）に原子炉等規制法の改正案が閣議決定された。

※原子力安全規制の強化策として運転期間の制限（原則40年、ただし環境大臣の認可を受けて、20年を超えない期間、1回に限り延長可能等）などが盛り込まれる見込み。

※4月以降、原子力規制庁において、原子力安全規制に係る最新の技術的知見を、施設・運用に反映させることなどの見直しの検討に取り組まれる予定。

○中国電力に対しては、平井知事から、平成23年5月27日に山下社長（現会長）に対し、島根原子力発電所の安全対策等について直接文書で申し入れ、平成23年12月25日に、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」を締結した。

- ・発電所の増設等に係る事前の報告を受けた場合、あるいは、職員が現地確認を行った場合に鳥取県等から意見を言い、中国電力は誠意を持って対応する。
- ・発電所の運転等の原因により損害を与えた場合には、損害賠償（仮払い含む。）する。
- ・国の原子力防災対策の見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、鳥取県等から改定を申し出ることができる、など

○国の原子力防災対策の見直しが進みつつある状況にあるので、それらを踏まえながら、島根県と中国電力との安全協定にはない項目であるが、「原子力発電所の運転再開等に当たっては、鳥取県、米子市、境港市の同意を得ること」を、引き続き中国電力に求めていきたい。